平成２３年（フ）第３７４５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区仏向町1145―７
ビューテラス橘２番館207
破産者　橋本　直美（旧姓金子）
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７５０号
東京都品川区東中延２丁目８―21
破産者　ヨルグシャウムこと　シャウム　ヨルグ　アルベルト　ハルマン
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７５１号
東京都中野区東中野１丁目38―10―Ｂ202
破産者　小田耕史郎
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８１５号
東京都練馬区小竹町１丁目14―１―101
破産者　坂本　文子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３８７９号
千葉県市川市鬼高２丁目26―５―302
破産者　山口　　維
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３６２０号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目７―５
第３光荘202
破産者　川口　正樹
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２６１号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目24番６号
破産者　株式会社大石工業
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８２６２号
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央１丁目24―６
破産者　大石　健二
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９３４８号
東京都世田谷区経堂３丁目35番４号
破産者　有限会社鷲崎デザイン
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７６３号
千葉県松戸市高塚新田618―32、開始決定時の住所千葉県市川市大洲２丁目15―20
破産者　齋藤　幸男
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９７６４号
千葉県松戸市高塚新田618―32、開始決定時の住所千葉県市川市大洲２丁目15―20
破産者　齋藤　和枝
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２００９６号
東京都葛飾区東新小岩５丁目18―14
破産者　栗原　健太
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６５０号
東京都台東区上野７丁目11―５―904、開始決定時の住所神奈川県川崎市宮前区宮崎３丁目７―10―205
破産者　鈴木　章生
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２０６６３号
東京都八王子市諏訪町403―８
破産者　岸　　俊文
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１６８号
神奈川県川崎市多摩区中野島６丁目13―８
シャロウヴァレーＮ―６
破産者　櫻井　義彦
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２８０号
東京都中央区東日本橋２丁目４番11号
破産者　株式会社サスティーンジャパン
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１８９１号
東京都台東区元浅草３―19―６、住民票上の住所東京都板橋区相生町13―３―502
破産者　津端　　博
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９０７号
神奈川県小田原市国府津５丁目６―29―303、住民票上の住所神奈川県小田原市国府津２丁目７―16―101
破産者　三輪　　翼
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９７１号
東京都町田市小山田桜台２丁目11―29―402
破産者　山口　　仁
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１９７２号
東京都町田市小山田桜台２丁目11―29―402
破産者　山口　美穂
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２０５８号
東京都葛飾区東四つ木３丁目41―１
破産者　中島　克二
1　決定年月日　平成23年５月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部